○厚生労働省令第百九十号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第二条第二項の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十一月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令（平成十八年厚生労働省令第七十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後			改正前		
都道府県名	郡名	市町村名	都道府県名	郡名	市町村名
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
千葉県	（略）	館山市　勝浦市　市原市　鴨川市　君津市 南房総市　いすみ市	千葉県	（略）	館山市　勝浦市　市原市　鴨川市　南房総市 いすみ市
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
長野県		長野市　松本市　上田市　飯田市　諏訪市 須坂市　伊那市　駒ヶ根市　中野市　大町市 飯山市　茅野市　塩尻市　佐久市　千曲市 東御市	長野県		長野市　松本市　上田市　飯田市　諏訪市 須坂市　伊那市　駒ヶ根市　中野市　大町市 飯山市　塩尻市　佐久市　千曲市　東御市
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	岡崎市　豊田市　西尾市　新城市	（略）	（略）	岡崎市　瀬戸市　豊田市　西尾市　新城市
愛知県			愛知県		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	海南市　田辺市　新宮市　紀の川市	（略）	（略）	海南市　橋本市　田辺市　新宮市　紀の川市
和歌山県			和歌山県		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
長崎県			長崎県		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	北松浦郡	小値賀町	（略）	北松浦郡	小値賀町
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和二年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）より前に締結された労働者派遣契約（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約をいう。以下同じ。）に基づく労働者派遣について、施行日以降の当該労働者派遣契約に定める労働者派遣の期間内において労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号。以下「令」という。）第二条第一項第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が愛知県瀬戸市又は和歌山県橋本市の区域に含まれる場合は、当該期間内において、当該労働者派遣に限り、当該区域を令第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村とみなす。

3　施行日から令和三年一月一日までの間に締結された労働者派遣契約に基づく労働者派遣について、当該労働者派遣契約の締結の日以降の当該労働者派遣の期間内において令第二条第一項第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が愛知県瀬戸市又は和歌山県橋本市の区域に含まれる場合は、当該期間内において、当該労働者派遣に限り、当該区域を令第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村とみなす。